

自治体ポイントの運用に関する 実証実験 実施結果報告書

平成31年3月

総務企画局情報管理部 | C T 推進課

経済労働局産業振興部商業振興課

1 実証実験の概要

(1) 実証実験の全体像

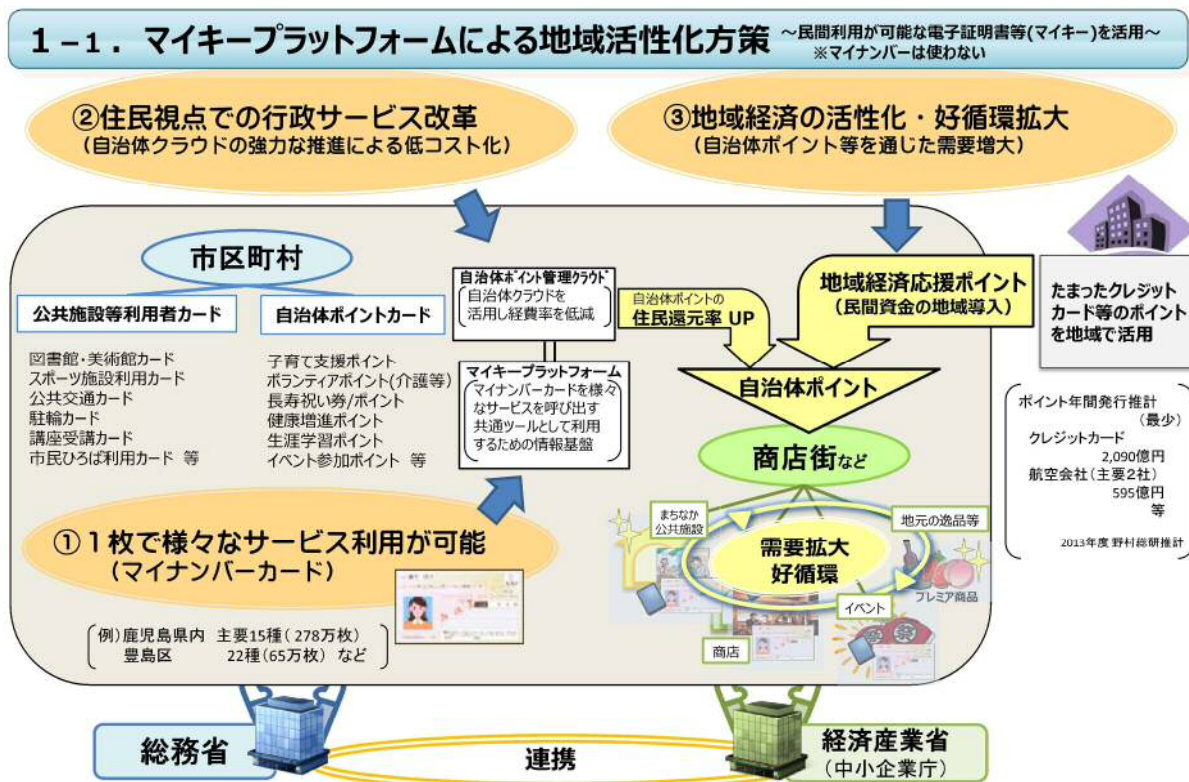
ア 国における実証事業

総務省は、平成28年頃から、マイナンバーカードを活用し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした「マイキープラットフォーム構想」を推進しており、そのための共通情報基盤として、利用者のID等を格納する「マイキープラットフォーム」と自治体ごとのポイントを管理するための「自治体ポイント管理クラウド」を構築し、平成29年9月25日に両システムの稼動を開始した。

各自治体は、これらのシステムを活用し、それぞれが運用している独自の行政ポイント（ボランティアポイントや健康増進ポイント等）のクラウド化と併せて、クレジットカードのポイントやマイレージ等を地域経済応援ポイントとして各自治体のポイントに交換可能とすることで、行政の効率化や地域経済の活性化を図ることとされた。

これらの構想や事業については、平成28年以降、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」「日本再興戦略（成長戦略）」「世界最先端IT国家創造宣言」「まち・ひと・しごと創生基本方針」等に明記され、国家戦略として位置付けられた。

図1 国の自治体ポイント実証事業 イメージ図



出典：地域経済好循環拡大に向けた取組の概要（総務省作成資料から抜粋）

イ 実証実験実施に至った背景等

総務省から「マイキープラットフォーム構想」が示され、各自治体の実情を踏まえながら実証事業を全国的に展開していくことが想定されていたことから、平成28年度から平成2

9年度にかけて、本市における活用の可能性について検討に着手した。

特に本市のモトスミ・ブレーメン通り商店街では、商店街独自のポイント制度にICカード「ブレカ」を用いるという先進的な取組が進められており、実証に必要な環境や事務局機能等を高い水準で有していたため、総務省からも実証環境に適したフィールドとして評価されていた。

また、マイキープラットフォーム構想の目的に賛同する地方自治体の長で構成される「マイキープラットフォーム運用協議会」の設立に伴い、本市の市長が同協議会の副会長に就任することとなった（平成29年8月30日。任期：平成31年3月末まで）。

こうした背景を踏まえ、モトスミ・ブレーメン通り商店街の協力を得て、自治体ポイントの導入による地域経済活性化や、それに伴うマイナンバーカードの普及拡大等の可能性を検証するべく、期間限定での実証実験の実施を決定した（平成29年10月24日開催平成29年度第2回マイナンバー推進委員会）。

図2 自治体ポイント制度と今回の実証実験の概要



【実証実験の内容】

- ・クレジットカードや航空マイル等のポイント（地域経済応援ポイント）との交換により、地域の商店街（モトスミ・ブレーメン通り商店街）のみで利用できる「特定支援イベントのポイント」を期間限定で付与する。
- ・ポイント利用に伴う経費は地域経済応援ポイント協力企業からの精算金で賄う。

ウ 実証実験の目的

「マイキープラットフォーム構想」を踏まえ、マイナンバーカード及び自治体ポイント管理クラウドを活用し、クレジットカードのポイントやマイレージ等を本市の商店街で利用可能なポイントに交換可能とすることで、本市における自治体ポイント導入の実現性や、それに伴う地域経済活性化の可能性を探ることを目的として、実証実験に参加することとした。

エ 本市における実証事業の位置付け

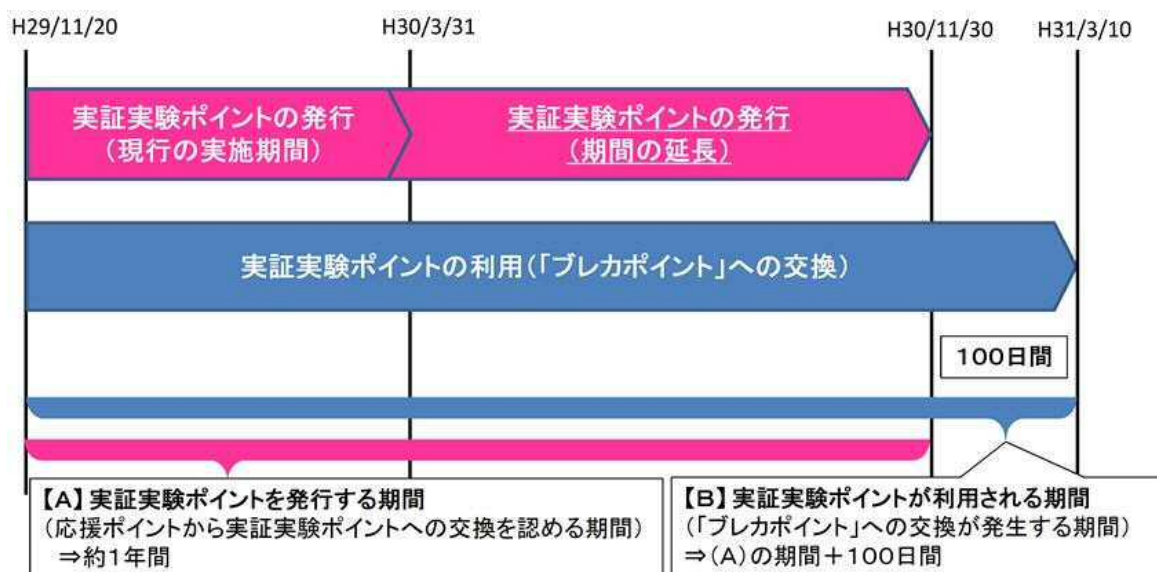
国の実証事業終了後の自治体ポイント管理クラウド等の利用方法や、他の商店街における実施可能性が不透明であったこと等を踏まえ、期間限定の実証実験として実施し、実証実験終了後の展開については、国の動向や実証実験の結果等を踏まえて、改めて判断することとした。

オ 実施期間

平成29年11月20日（月）～平成30年11月30日（金）※

※ 当初は平成30年3月31日までとしていたが、総務省による実証事業が平成30年度も継続される旨の決定を受け、十分な実証期間の確保等のため、期間を延長した。

図3 実証実験の期間とポイント期限について



(2) 実証実験の内容

ア 実証実験ポイントの概要

- (ア) ポイントの名称
川崎市実証実験ポイント (H29・H30)
- (イ) ポイントの有効期限
交換処理後100日間
- (ウ) ポイントの価値
1ポイント当たり1円
- (エ) 地域経済応援ポイント会社 (平成30年11月30日時点)
 - ・ クレジットカード会社 (三菱UFJニコス、三井住友カード、JCB、クレディセゾン、UCカード、オリエン特コーポレーション)
 - ・ 航空会社 (日本航空、全日本空輸)
 - ・ 流通等 (サイモンズ、青山キャピタル、ローソン)
 - ・ 銀行 (大垣共立銀行、りそなホールディングス)
 - ・ 電力・通信 (NTTドコモ、中部電力、関西電力)

イ ポイントの利用手順

利用者が、実証実験ポイントを利用する手順は、次のとおり。

(ア) 地域経済応援ポイント会社のサイトから、自治体ポイント（留保ポイント[※]）への交換を行う。

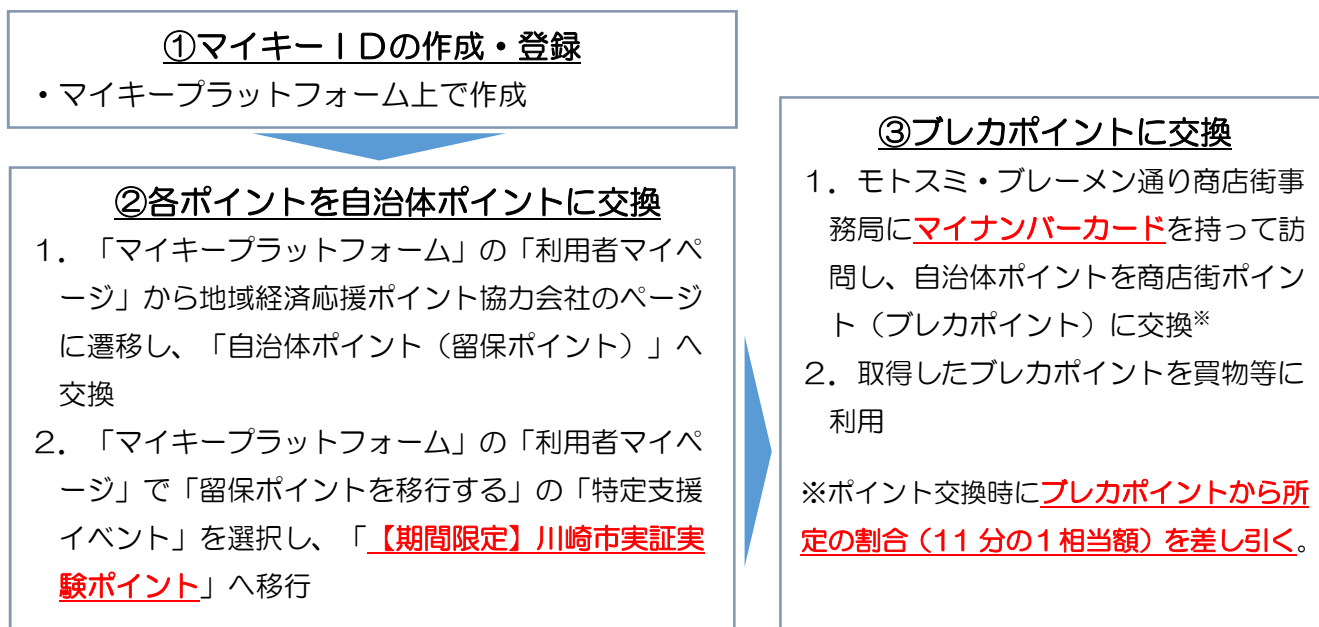
※ 留保ポイント：各自治体が設定している自治体ポイントに交換する前の仮ポイント。有効期限（14日間）を超過すると、事前に設定された自治体のポイントに自動で交換される。

(イ) 自治体ポイント管理クラウド上で、留保ポイントから川崎市実証実験ポイントへの交換を行う。

(ウ) モトスミ・ブレーメン通り商店街事務局にて、川崎市実証実験ポイントから、商店街の独自ポイントである「ブレカポイント」への交換を行う[※]。

※ ポイント交換時には、ブレカポイント制度の運用経費として、ブレカポイントから所定の割合（11分の1に相当する額。小数点以下切り捨て）を差し引く。

図4 ポイント交換の流れ（広報用チラシから抜粋）



ウ ポイントの利用範囲

モトスミ・ブレーメン通り商店街において、ブレカカードが利用できる店舗及びサービス（平成30年11月30日時点で63店舗）

エ 利用対象者

市民（市外在住者も利用可能）[※]

※ 事前に、マイナンバーカードの取得及びマイキーIDの作成、並びにモトスミ・ブレーメン通り商店街発行のブレカカードの取得が必要となる。

オ 検証内容

(ア) 自治体ポイントの活用に向けた課題や今後の方向性の整理

(イ) 実証実験終了後の展開については、国の動向や実証実験の結果等を踏まえて判断[※]

※ 主な判断基準

- ①商店街でのポイント利用の実績
- ②他の商店街等への展開の可能性
- ③自治体ポイント制度の運用コスト（主にシステム面）
- ④自治体ポイント制度の運用に係る業務負担

カ 運用体制及び役割

(ア) モトスミ・ブレーメン通り商店街事務局

- ・利用者の実証実験ポイント交換手続の対応
- ・実証実験に関する広報
- ・ブレカポイントへの交換実績に応じた精算金の請求

(イ) 川崎市

a 総務企画局情報管理部 I C T 推進課

- ・実証実験の制度設計及び運用
- ・実証実験に関する広報
- ・実証実験に関する予算の確保及び運用
- ・自治体ポイント管理クラウド、自治体ポイントナビのアカウント管理
- ・地域経済応援ポイント会社からの精算金の収納管理及び事務手続
- ・総務省との連絡・調整、庁内調整等

b 経済労働局産業振興部商業振興課

- ・モトスミ・ブレーメン通り商店街との協定の締結・変更
- ・モトスミ・ブレーメン通り商店街への精算金の支出管理及び事務手続
- ・モトスミ・ブレーメン通り商店街との連絡・調整等

(3) 精算金に関する事務等

ア 地域経済応援ポイント会社から川崎市への支払い

利用者が地域経済応援ポイントを（留保ポイントを経由して）川崎市実証実験ポイントに交換した際には、当該交換の結果として取得された川崎市実証実験ポイントの価値に相当する精算金が、精算業務受託会社を通じて本市に支払われる。

なお、当該精算金の支払いに関して必要な事項は、各地域経済応援ポイント会社とマイキープラットフォーム運用協議会との間で交わされた「地域経済応援ポイント移行に関する確認事項」に規定されている。

イ 川崎市からモトスミ・ブレーメン通り商店街への支払い

利用者が川崎市実証実験ポイントをブレカポイントに交換した際には、当該交換のために利用された川崎市実証実験ポイントの価値に相当する精算金を、本市からモトスミ・ブレーメン通り商店街に支払う。

当該精算金の支払いに関して必要な事項は、本市とモトスミ・ブレーメン通り商店街との間で協定を締結し、その中に規定することとした。

(4) 実証実験の費用

ア 精算金

本実証実験においては、地域経済応援ポイント会社から支払われる精算金を、モトスミ・ブレーメン通り商店街へ支払う精算金の財源に充てることとなるため、精算金の支払いにおける本市の費用負担は発生しない。

なお、歳入・歳出の手続を行うための予算は、平成29年度及び30年度に計上している。

イ システム運用経費

マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの運用に関する経費については、総務省の実証事業期間中は国が全額負担することとされており、本市の費用負担は発生しない。

ウ その他

ブレカポイントへの交換手続の際に必要なカードリーダー（マインバーカード対応機種）については、ブレカカードの読取用としてモトスミ・ブレーメン通り商店街事務局に設置されていた機器の兼用が可能だったため、実証実験の実施に当たっての設備投資等はない。

また、モトスミ・ブレーメン通り商店街事務局にて掲示する広報用媒体（チラシ、のぼり旗）についても、総務省から無償貸与されたため、費用負担はない。

図5 モトスミ・ブレーメン通り商店街事務局に設置されているICカードリーダー



2 実証実験の実施結果

(1) ポイント交換実績

ア 発行・利用実績

川崎市実証実験ポイントの発行・利用実績は次のとおり。

- ・自治体ポイント発行実績：89件（23人） 448,151ポイント
- ・ブレカポイント交換実績：32件（19人） 435,751ポイント
- ・失効ポイント（期限超過）：6件（6人） 12,400ポイント

表1 実証実験ポイントの発行・利用実績（平成29年11月20日～平成31年3月10日）

年月	実証実験ポイントの発行実績 (地域経済応援ポイント→実証実験ポイント)		実証実験ポイントの利用実績 (実証実験ポイント→プレカポイント)	
	件数	ポイント数	件数	ポイント数
平成29年11月 (20日～30日)	5	9,000	1	500
平成29年12月 (1日～31日)	5	8,600	4	4,200
平成30年1月 (1日～31日)	6	5,300	2	5,200
平成30年2月 (1日～28日)	8	15,001	3	8,301
平成30年3月 (1日～31日)	5	5,500	7	10,000
平成30年4月 (1日～30日)	4	8,000	1	8,000
平成30年5月 (1日～31日)	2	1,450	1	1,000
平成30年6月 (1日～30日)	4	2,900	0	0
平成30年7月 (1日～31日)	2	6,350	2	5,450
平成30年8月 (1日～31日)	39	371,800	5	373,150
平成30年9月 (1日～30日)	0	0	1	5,000
平成30年10月 (1日～31日)	7	12,900	1	10,000
平成30年11月 (1日～30日)	2	1,350	3	3,600
平成30年12月 (1日～31日)	-	-	0	0
平成31年1月 (1日～31日)	-	-	1	1,350
平成31年2月 (1日～28日)	-	-	-	-
平成31年3月 (1日～10日)	-	-	-	-
全期間合計	89	448,151	32	435,751

表2 実証実験ポイントの失効状況（有効期限超過によるもの）

年月	件数	ポイント数
平成30年3月	2	5,200
平成30年5月	1	5,000
平成30年9月	2	2,000
平成31年1月	1	200
全期間合計	6	12,400

イ 特殊事例

平成30年8月に、同一ユーザによって実証実験ポイント計370,000円分のポイントが取得され、モトスミ・ブレイメン通り商店街が提供するプレミアム付き旅行券と交換された（商店街事務局がプレミアム分を負担）。

(2) 主な広報活動

- ア 本市ホームページへの情報掲載（モトスミ・ブレイメン通り商店街のホームページと相互リンク）
- イ マイナンバーカード交付対象者等へのチラシ配布（中原区役所）
- ウ モトスミ・ブレイメン通り商店街事務局におけるチラシ配布、のぼり旗の掲出
- エ PRイベント（平成29年12月4日 市長及び総務大臣政務官による商店街訪問）
- オ 民生委員協議会や商店街のイベント（サマーセール等）でのチラシ配布 など

図6 モトスミ・ブレイメン通り商店街事務局におけるのぼり旗の掲出



3 考察

(1) 本市における「マイキープラットフォーム構想」の展開イメージについて

ア 判断基準に対する検証結果

上記1（2）オ（イ）で判断基準として示した各項目について、実証実験の結果を踏まえて以下に検証・考察する。

※ 主な判断基準（再掲）

- ①商店街でのポイント利用の実績
- ②他の商店街等への展開の可能性
- ③自治体ポイント制度の運用コスト（主にシステム面）
- ④自治体ポイント制度の運用に係る業務負担

(ア) 商店街でのポイント利用の実績（判断基準①）

約1年間の実証実験を通じて、川崎市実証実験ポイントを取得した利用者は23人であった。

2 (1) イで述べた同一ユーザによる事例を除くと10万円に満たない状況であり、地域経済の活性化を見据えた実証実験としては、実施効果に課題が残った。

こうした要因としては、ポイント交換までの手順が煩雑で分かりづらいことや、ポイントの利用先がモトスミ・ブレーメン通り商店街に限定されていることに加え、本市におけるマイナンバーカードの普及率が約15%（平成30年11月末時点）と、利用者が限られていることなどが考えられる。

(イ) 他の商店街等への展開の可能性（判断基準②）

今回、実証実験に協力していただいたモトスミ・ブレーメン通り商店街は、県内で初めて非接触型ICカードやタブレット端末を導入し、ICブレカのポイント事業を既に行っていたなどの実績があったことからスムーズな対応が可能であったが、他の商店街等への展開には、事務局などの人的対応のほか、機器類の導入が必要になるなど、ハード/ソフト両面で費用負担も含めて課題がある。

また、実証実験の結果として、現状の仕組みでは地域の活性化につながっていないことから、まずは利用者の拡大に向け、自治体ポイント自体の利用しやすさの改善やマイナンバーカードの普及に取り組むことが先決であるとする。

(ウ) 自治体ポイント制度の運用コスト（判断基準③）

マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドのシステム運用に関する経費については、平成29年度・30年度に続いて31年度も総務省の実証事業として国が負担することとされているが、実証事業終了後の詳細は明らかになっていない。

本市において、自治体ポイント制度を活用するにあたっては、今後の国の動向を注視しながら、費用対効果を慎重に見定める必要がある。

(エ) 自治体ポイント制度の運用に係る業務負担（判断基準④）

今回の実証実験において、ポイントの利用先はモトスミ・ブレーメン通りのみであったが、毎月の精算手続だけでなく、商店街との打合せや協定締結、現地での広報活動など、本市担当職員及び商店街担当者に業務負荷が発生した。

今後、より広い範囲で自治体ポイントを活用する場合は、ポイント利用先の拡大に応じて事務量が増加するため、円滑な運用を可能とするためのルールや体制の整備が課題となる。

イ 今後の展開に向けた方向性

上記アのとおり、本市において自治体ポイント制度を導入するにあたっては、ポイント自体の価値向上やカードの普及等による下地作りが重要であると考えられる。

それを踏まえ、今後の展開に向けた方向性について、以下に考察する。

(ア) ポイント用途の拡大について

自治体ポイントの利用価値を向上させる上では、ポイントを利用できる場所や用途をいかに拡大していくかが重要な課題となる。

主な用途として、「めいぶつチョイス[※]」を活用したネットショッピングが考えられるが、ふるさと納税の施策との親和性・整合性の観点から、本市での有効性や費用対効果について慎重に検討する必要がある。

そのほか、公共施設の利用料支払いや寄附等へのポイント利用も想定されるが、既存事

業との整合性や所管部署での事務負担も生じることから、本市の収納事務全般の中で実現可能性を判断する必要がある。

※ 自治体ポイントを使って全国の名産品等の購入ができるオンラインの通販サイト（株式会社トラストバンクが運営）。システムを利用する場合には負担金及び売上げに応じた手数料が発生するが、同じく負担金が必要な、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用している自治体であれば、追加での負担金は不要

(イ) 各事業におけるポイント施策との複合について

マイキープラットフォームを活用した自治体ポイント制度を導入するメリットのひとつは、自治体の事業ごとに付与されるポイントと地域経済応援ポイントからの交換で得られるポイントを合算し、効率的に管理・運用できる点にある。

本市において、自治体ポイントの導入を検討するに当たっては、事業所管課におけるポイント施策の活用可能性を踏まえて取り組む必要がある。

(ウ) マイナンバーカードの普及拡大について

本市におけるマイナンバーカードの普及率は、全国平均及び政令市平均を上回っているが、約15%という状況である。

自治体ポイントの導入によってマイナンバーカードを取得するメリットを向上させることも必要であるが、まずはマイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する広報や取得促進キャンペーン等を通じて、マイナンバーカードの所有者を増やしていくことが必要である。

(2) モトスミ・ブレーメン通り商店街の所感・意見等

今回の実証実験について、協力していただいたモトスミ・ブレーメン通り商店街から聴取した所感・意見等を以下に示す。

ア 実証実験を通じての所感等

【業務負荷について】

- ・利用実績が伸びなかったこともあり、市民対応や精算事務等の作業に関して、本来の業務に支障を来すほどの負荷はなかった。
- ・ただし、他の商店街においては、必ずしも十分な事務局機能を備えているとは限らないことから、場合によっては外部組織を窓口とする等の工夫をする必要があると考える。

【利用者への配慮について】

- ・マイキーIDの設定など、制度の導入部分の仕組みや手順が複雑なため、興味はあるものの実証に参加できなかったという市民が一定数いるのではないかと。
- ・仕組みや手順の簡素化と併せて、市民により分かりやすく伝える工夫が必要である。

イ マイキープラットフォーム構想・自治体ポイント制度に対する意見等

【実証事業の展開状況について】

- ・総務省の実証事業開始以降、実際に自治体ポイントを立ち上げて実証に参加している自治体はまだ少ないが、自治体の規模によってポイント制度導入における効果やハードルが異なるため、導入の可否や時期にバラつきが生じているのではないかと。

- ・特に、費用負担等について不透明な部分が多いことが、自治体における検討が進められない要因になっているのではないかと。
- ・ポイントの使い道について、個別の商店や商店街単位で実施するだけでなく、大型商業施設等をうまく巻き込むことができれば、取組の認知度向上や利用者拡大も期待できるのではないかと。
- ・ただし、マイキープラットフォーム構想を効果的に推進するためには、マイナンバーカードが十分に普及していることが大前提であることから、マイナンバーカードの更なる普及が必須かつ最優先事項であると考えます。
- ・自治体ごとの創意工夫だけでなく、国家全体でもっと本腰を入れる必要がある。
- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用など、今後予定されている国の施策がどこまで進められるか注目している。

【川崎市に期待する取組について】

- ・川崎市には、こうした国の動向を踏まえながら、形骸化した取組とならないよう、適切な検討と判断を求めたい。
- ・今後、改めて商店街での自治体ポイント利用に取り組む際には、商店街としても引き続き協力したいと考えている。

4 まとめ

「マイキープラットフォーム構想」の中で掲げられているとおり、これまで地域に還元されることのなかったクレジットカード会社等のポイントが地域商店街等で活用されることは、有意義であると考えられるが、今回の実証実験を通じて、自治体ポイント制度の仕組みや利用価値及び用途に課題があることが明確となった。

また、実証実験に御協力いただいたモトスミ・ブレーメン通り商店街からも、国の施策との整合を図りながら、マイナンバーカードの普及を推し進めることが必須かつ最優先であるとの示唆をいただいたところである。

これらを踏まえ、本市において「マイキープラットフォーム構想」を展開していくには、市全体の様々な施策と一体的に検討することが重要となることから、国や他都市の動向を注視しながら、各事業の関係局と連携して継続的に調査・研究していきたい。

5 (参考) マイキープラットフォームに関する周辺情報

(1) 全国自治体における自治体ポイントの設定状況

平成30年11月時点で、全国の自治体におけるマイキープラットフォームへの参加状況は表3のとおりである。

表3 マイキープラットフォームを活用して自治体ポイント等を実施している団体数

(30.11.19現在)				
実施事業	めいぶつチョイス {オンラインでの物産等の購入に利用}	商店等 {商店街等での購入に利用ポイント券の発行含む}	寄付 {地方団体への寄付例 福祉事業、教育事業、環境保全事業等)に利用}	図書館 {図書館の利用者カードとして利用}
団体数	57	25 (6)	5	32

70団体 重複除き)

※ 括弧内は店舗でマイナンバーカードを端末にかざしてのポイント利用が可能)

出典：「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施等について（総務省作成資料から抜粋）

(2) 消費税率引上げに伴う対応等について

平成30年11月26日の「平成30年第15回経済財政諮問会議、第22回未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、規制改革推進会議合同会議」で公表された「経済政策の方向性の中間整理」において、平成31年10月に予定されている消費税率引き上げに伴う駆け込み・反動減に対する経済対策のひとつとして、「マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント」が明記され、プレミアム商品券やポイント還元等の施策に続く切れ目ない支援として、平成32年度に実施することが予定されている。

取組の内容については今後検討することとされているため、国からの情報提供や動向を踏まえながら、適切な対応を検討していく。

巻末資料

自治体ポイントの運用に関する実証実験実施方針（平成29年11月2日）

自治体ポイントの運用に関する実証実験実施方針

1 実証実験の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7号に定める個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)を活用した地域経済好循環拡大を目的とした国の実証事業の一環として、国が整備し管理するマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等のシステムと国民が保有しているマイナンバーカードを介して、クレジットカード等のポイントやマイレージ等を本市が発行するポイントに変換し、当該ポイントを市内の商店街で利用できるようにする実証実験(以下、「本実証実験」という。)を本方針に沿って実施するものとする。

2 定義

本方針で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド利用規約で使用する用語の意義によるものとする。

(1) 川崎市実証実験ポイント

「地域経済応援ポイント移行に関する確認事項」に定める自治体ポイントのうち、本実証実験の運用にあたって本市が設定したポイントのことをいう。

(2) サービス利用者

本実証実験のサービスを利用する者をいう。

3 実証実験の目的

マイナンバーカードを活用し、公共施設等の利用者カードの統合等による利便性の向上、自治体ポイント管理クラウドの利用による行政コストの削減、及びポイントやマイレージ等を活用した地域経済の活性化を図る構想を踏まえ、本市においてその実現の可能性を探ることを目的に、本実証実験を実施するものとする。

4 特定支援イベントの設定

(1) 本実証実験の実施に際して、自治体ポイント管理クラウドの特定支援イベント口座において、本実証実験の実施に関する特定支援イベントを設定することとし、当該特定支援イベントの実施期間に限り、川崎市実証実験ポイントを発行するものとする。

(2) 前項により設定する特定支援イベントの実施期限は平成30年3月31日とする。ただし、本市が必要であると判断した場合は、当該実施期限を延長することができる。

5 川崎市実証実験ポイントの発行

- (1) 川崎市実証実験ポイントは、地域経済応援ポイント協力企業が発行するポイントやマイレージ等を地域経済応援ポイントに変換し、これを川崎市実証実験ポイントとして利用することにサービス利用者が同意した場合に発行するものとする。
- (2) 前項の同意は、サービス利用者が自治体ポイント管理クラウドにおいて川崎市実証実験ポイントの発行を受けるために必要な処理を行うことにより行う。
- (3) 川崎市実証実験ポイントの価値は、1ポイントあたり1円とする。
- (4) 発行した川崎市実証実験ポイントについては、自治体ポイント管理クラウドにおいてマイキーIDごとに管理するものとする。

6 川崎市実証実験ポイントの有効期間

川崎市実証実験ポイントの有効期間は、発効日より100日間とする。

7 川崎市実証実験ポイントの用途

川崎市実証実験ポイントは、モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合が運営するポイントカード事業において発行するポイント（以下「ブレカポイント」という。）に変換することができるものとする。

8 川崎市実証実験ポイントの利用方法

- (1) 本市とモトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合は、サービス利用者の指示に基づき、当該サービス利用者が保有する川崎市実証実験ポイントと同じ価値のブレカポイントに変換するものとする。
- (2) 本方針の4の第2項に定める特定支援イベントの実施期間の満了後であっても、本方針の6に定める有効期間内の川崎市実証実験ポイントについては、本方針の7に定める用途に利用することができるものとする。
- (3) 前2項の内容を含む川崎市実証実験ポイントの利用に関する留意事項については、サービス利用者が本方針の5の第1項の同意を行う際に容易に確認できる方法により公表するものとする。
- (4) 第1項の川崎市実証実験ポイントのブレカポイントへの変換に関して必要な事項は、本市とモトスミ・ブレーメン通り商店街との間で、別に締結する協定書において定めるものとする。

9 川崎市実証実験ポイントの利用に伴う精算金の支払い

- (1) サービス利用者が川崎市実証実験ポイントをブレカポイントに変換した際には、本市は、当該変換のために利用された川崎市実証実験ポイントの価値に相当する額の精算金を、モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合に支払うものとする。
- (2) 前項の精算金の支払いに関して必要な事項は、本市とモトスミ・ブレーメン通り商店街との間で締結する協定書において定めるものとする。

10 本実証実験の財源

- (1) 本方針の9の第1項の支払いに必要な財源は、川崎市実証実験ポイントを発行した際に地域経済応援ポイント協力企業から精算業務受託会社を通じて本市に支払われる精算金を充てるものとする。
- (2) 前項の精算金の支払いについては、本方針の3の目的を達成するために設置された「マイキープラットフォーム運用協議会」と地域経済応援ポイント協力企業との間で締結された「地域経済応援ポイント移行に関する確認事項」に基づき行われる。

11 本実証実験の結果検証

本実証実験の結果を踏まえ、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等のシステムとマイナンバーカードを介して、クレジットカード等のポイントやマイレージ等を本市が発行するポイントに変換し、当該ポイントを市内の商店街で利用できるようにする事業の有効性について、次に掲げる視点を含めて検証するものとする。

- (1) 川崎市実証実験ポイントの利用実績
- (2) モトスミ・ブレイメン通り商店街以外の商店街への展開の可能性
- (3) マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等のシステムの利用に係るコスト
- (4) 本市及び商店街における事業の運用に係る業務負担

12 本実証実験の実施体制

- (1) 本実証実験は、川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会運営要領（平成25年9月1日25川総シ企第858号）第2条第1項に基づき、番号制度活用検討部会の所掌事項として取り扱うものとする。
- (2) 本実証実験の実施に際して必要となる具体的な取組事項については、総務企画局情報管理部ICT推進課及び経済労働局産業振興部商業振興課で連携して対応するものとし、概ね次に掲げるとおり対応するものとする。
 - (ア) 本方針の8の川崎市実証実験ポイントの利用方法（第3項の川崎市実証実験ポイントの利用に関する留意事項の公表を除く。）及び9の川崎市実証実験ポイントの利用に伴う精算金の支払いに関する事項については、経済労働局産業振興部商業振興課において対応するものとする。
 - (イ) 上記（ア）に定める事項を除く本実証実験の実施に際して必要な事項については、総務企画局情報管理部ICT推進課において対応するものとする。
 - (ウ) 本方針の11の本実証実験の結果検証については、総務企画局情報管理部ICT推進課と経済労働局産業振興部商業振興課とで連携して対応するものとする。
- (3) 本実証実験の実施に関する総合調整は、「川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会」において行うものとする。